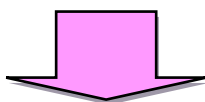


## 青森県特定不妊治療費助成事業制度改正のお知らせ

平成26年度（平成26年4月1日～）から、以下のとおり年齢に応じて助成回数が変わりました。助成を受けようとする際には、裏面の「通算助成回数早見表」を確認してください。

○平成26年度から平成27年度まで（新制度への移行期間）	
平成25年度以前に助成を受けている場合	【旧制度適用】…平成28年度以降は新制度適用 初年度3回まで・2年度目以降2回まで 通算10回まで・通算5年まで（※1）
平成26年度・27年度に新規に助成を申請する場合	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢（※2）が、 ・39歳以下：【新制度適用】 通算6回まで （年間助成回数と通算助成期間の制限なし） ・40歳以上：【旧制度適用】…平成28年度以降は新制度適用 初年度3回まで・2年度目2回まで



○平成28年度から新制度に全面移行（年齢制限あり）
【新制度適用】 初めて助成を受ける（受けた）際の治療開始時の妻の年齢（※2） ・39歳以下：妻の年齢（※2）が43歳になるまで通算6回まで（※3） 年間助成回数と通算助成期間の制限なし ・40～42歳：妻の年齢（※2）が43歳になるまでに通算3回まで（※3） 年間助成回数と通算助成期間の制限なし ・43歳以上：助成対象外

（※1）助成を受けなかった年度は、通算期間に含みません。

（※2）年齢は誕生日を基準とし、1回の治療の開始日の年齢で判断します。

（※3）平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。

詳しくは下記までお問い合わせ下さい

問い合わせ先：青森県健康福祉部こどもみらい課

家庭支援グループ

TEL 017-734-9303

# 通算助成回数早見表

初めて助成を受けるのが

平成 25 年度以前

平成 26 又は 27 年度

平成 28 年度以降

平成 25 年度までに助成を受けた通算期間が(※1)

初めて助成を受ける際の  
治療開始時の年齢が

初めて助成を受ける際の  
治療開始時の年齢が

1 年  
又は  
2 年

3 年

4 年

5 年

40 歳  
未 満

40 歳  
以 上

40 歳  
未 満

40 歳  
以上  
43 歳  
未 満

43 歳  
以 上

平成 26・27 年度に  
受けられる助成回数  
各年 2 回まで(計 4 回まで)

平成 26・27 年度に  
いずれか 1 年のみ助成を受ける

平成 26・27 年度いずれも  
年 2 回、通算 10 回まで

平成 26・27 年度いずれか  
年 2 回、通算 10 回まで

なし

43 歳になるまでに通算 6 回まで

平成 26・27 年度は  
1 年目 3 回まで、2 年目 2 回まで

43 歳になるまでに通算 3 回まで※2

43 歳になるまでに通算 6 回まで

43 歳になるまでに通算 3 回まで

なし

※1 助成を受けなかった年度は通算期間に含みません  
※2 平成 27 年度までに助成を受けた回数も通算されず

平成 26・27 年度に受けられる助成回数

平成 28 年度以降に受けられる助成回数

初めて助成を受けた際の治療開始時の年齢が  
① 40 歳未満 → 43 歳になるまでに通算 6 回まで※2  
② 40 歳以上、43 歳未満 → 43 歳になるまでに通算 3 回まで※2  
③ 43 歳以上 → なし

初めて助成を受けた際の治療開始時の年齢が、  
① 40 歳未満 → 43 歳になるまでに通算 6 回まで※2  
② 40 歳以上 → なし